

豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画 (概要版)

2021年3月 豊岡市

1 計画策定の趣旨と計画期間

1 計画策定の背景と趣旨

2000年4月に施行された介護保険制度は、成立から20年が経ち、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国で約900万人だった75歳以上の高齢者は、2019年10月1日現在で1,849万人、総人口に占める割合は14.7%となり、65～74歳人口(1,740万人、13.8%)を上回っています。なお、65歳以上の割合(高齢化率)は28.1%となっています^{※1}。また、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年の65歳以上高齢者人口は3,677万人に達する見込みです^{※2}。

高齢化の進行は全国と同様に本市においても進んでおり、2020年10月1日の住民基本台帳に基づく本市の高齢者人口は26,892人、高齢化率は33.6%となっています。本市の高齢化率は国(28.1%)や県(28.8%)^{※3}と比べても高く、さらに高齢化が進んでいる状況にあります。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。また、2040年には高齢者像もこれまでのイメージで説明できるものばかりではなく、多様化・多元化した高齢者の姿が予想されており、このような高齢者を様々な主体の参加と協働により包摂する地域の実現が望まれています。そして、地域包括ケアシステムの構築が高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現につながることを期待されています。

本市においても、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、引き続き住み慣れた地域で生活が続けられる支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて地域に活躍する場を持ち、生涯にわたり自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

※1 令和2年版高齢社会白書。

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」

※3 兵庫県高齢化率年推移。総務省統計局が人口推計年報の「都道府県、年齢(3区分)、男女別人口の割合-総人口」(10月1日現在)で取りまとめたもの。

2 計画の期間

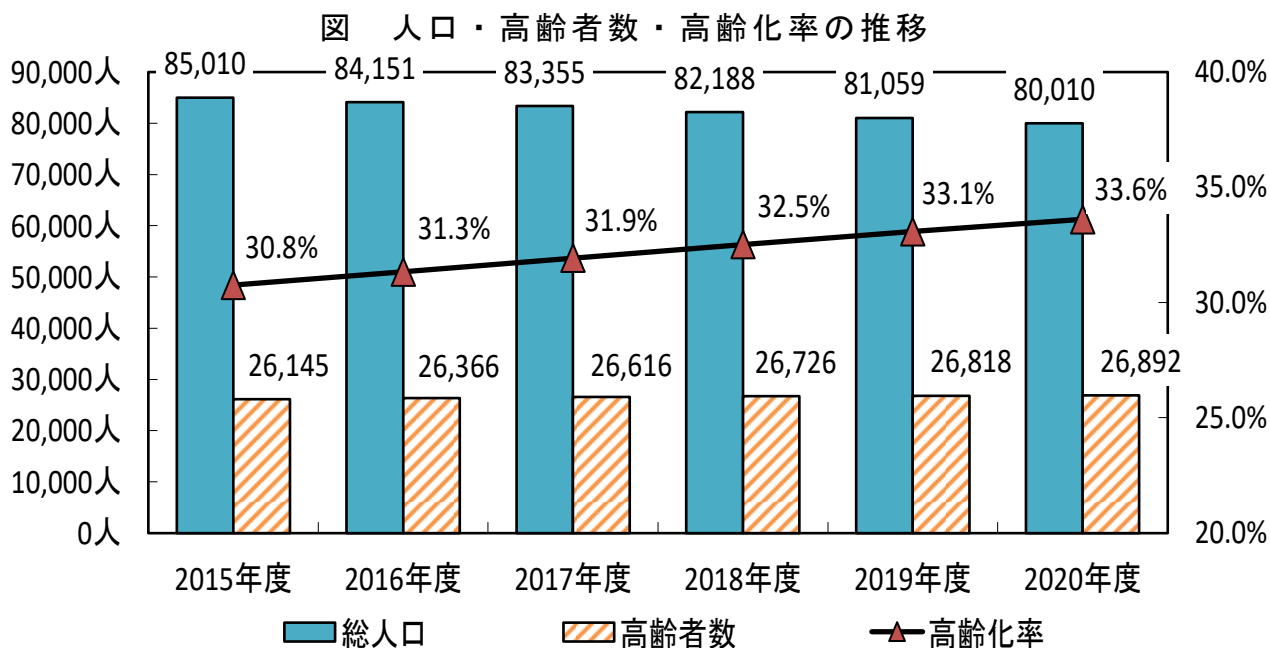
2021年度 ～ 2023年度

2 計画の策定体制

- 保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会」を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後3年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。
- 老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65歳以上の高齢者を対象（無作為抽出）とするアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。
- 広く市民の皆さんの意見を本計画に反映させるため、2021年2月8日～17日にかけてパブリックコメントを実施しました。

3 市の現状と推計（人口・高齢者数・要介護（要支援）認定者数）

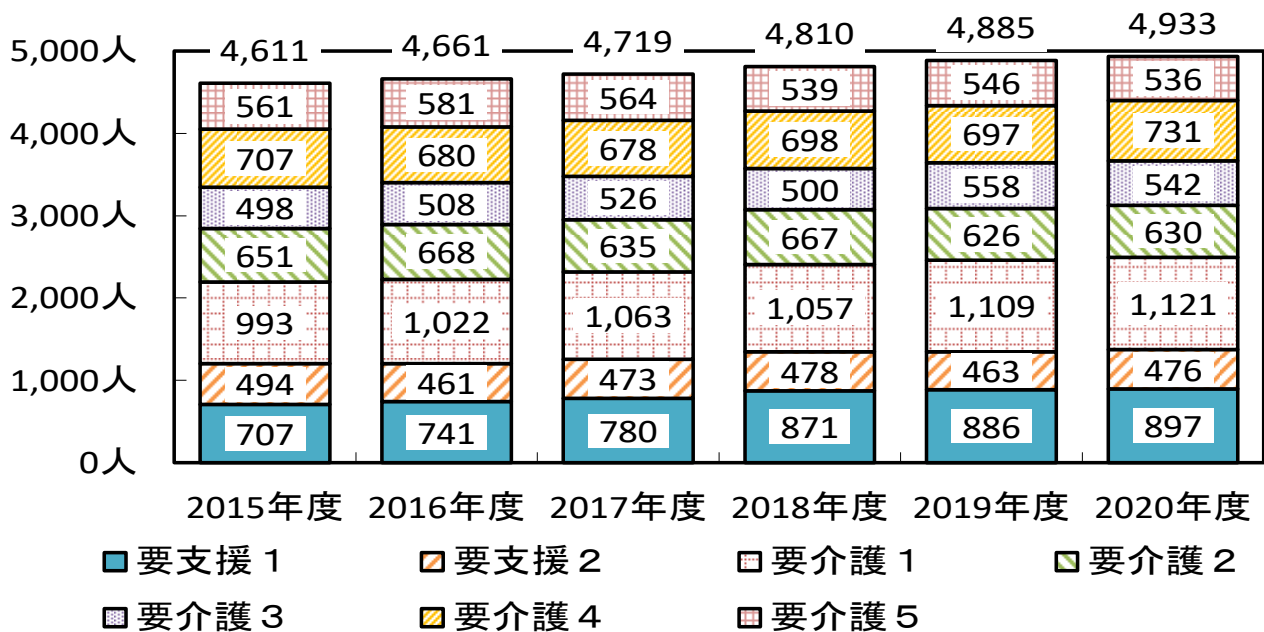
1 人口・高齢者数・高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

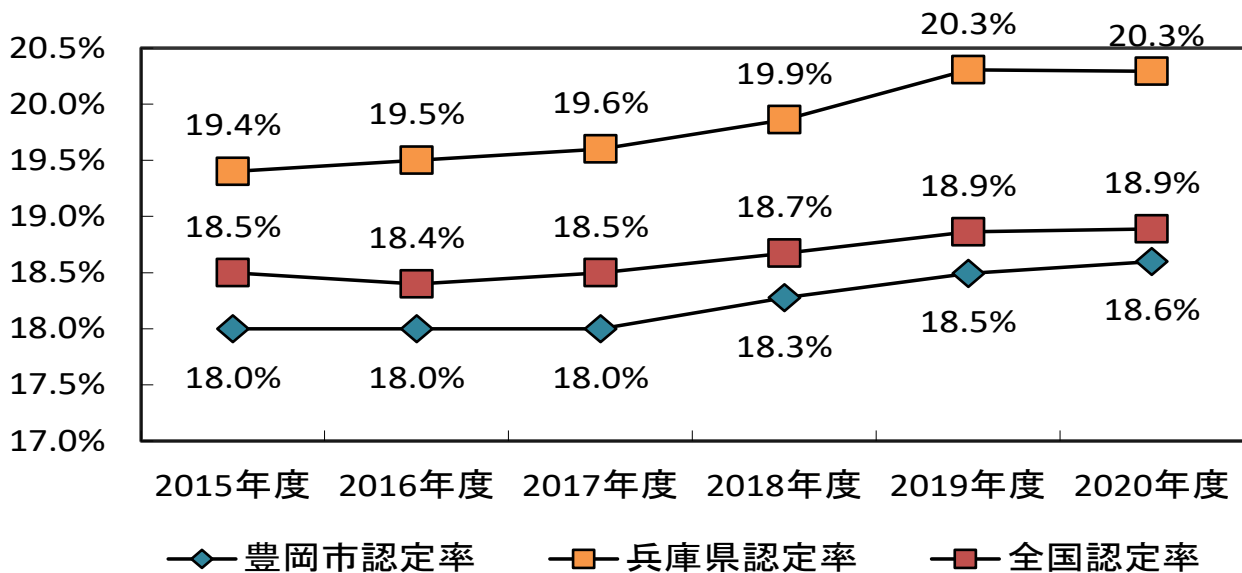
2 認定者数と認定率の推移

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

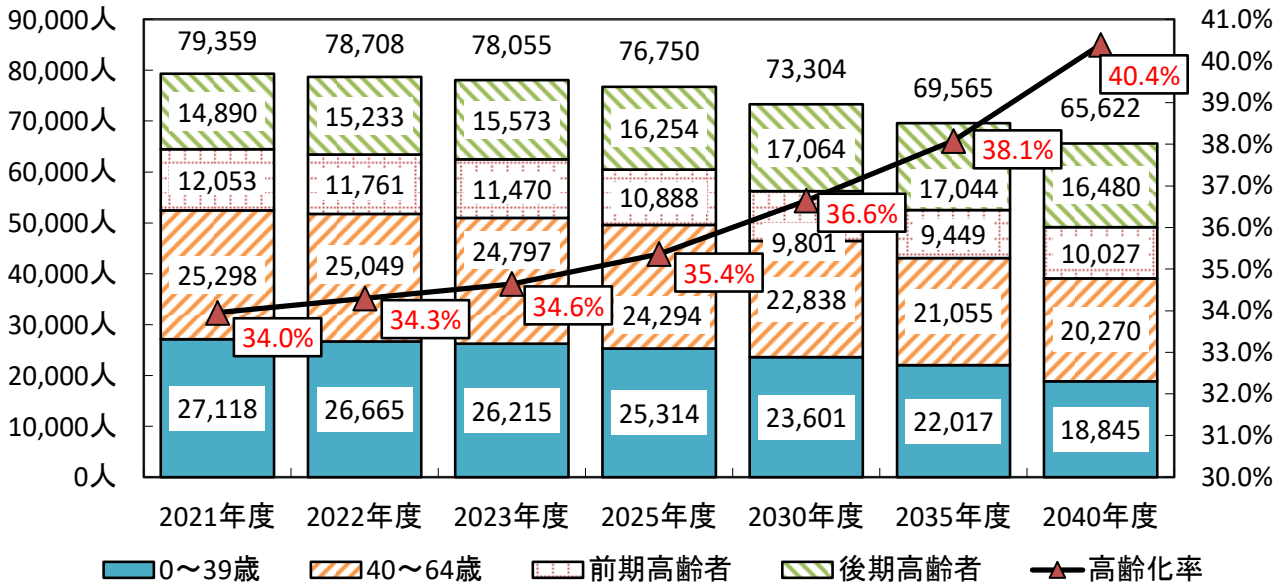
図 認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

3 人口・高齢者数・高齢化率の推計

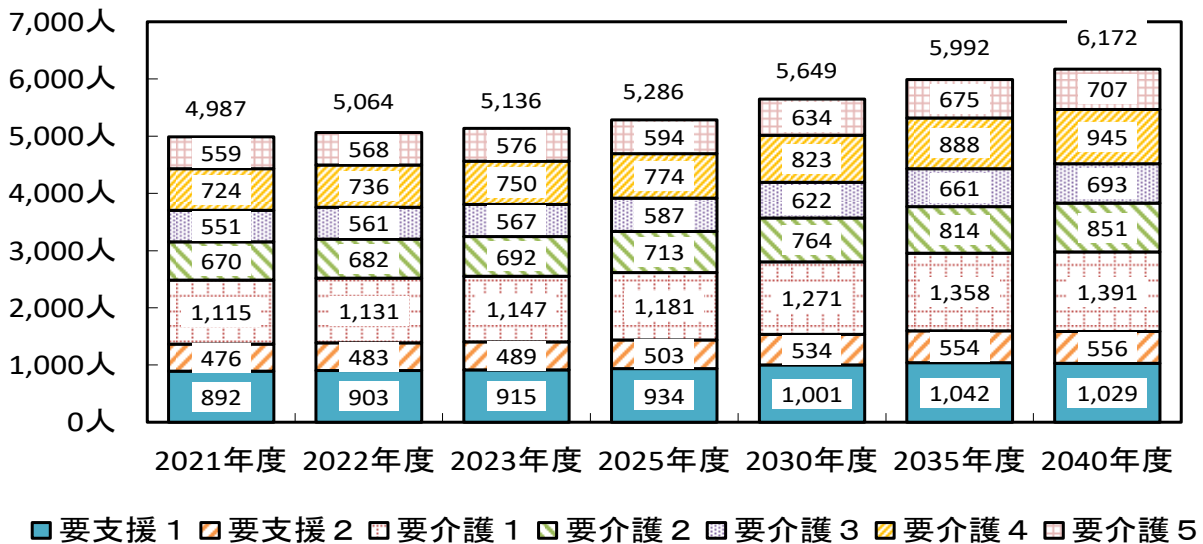
図 人口・高齢者数・高齢化率の推計



※2018年度～2020年度の10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法により推計

4 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推計

図 要支援・要介護度別認定者数（第1号被保険者）の推計



※2018年度および2019年度の性別・年齢階層別認定率を基に推計

4 計画の基本理念と基本目標

これまで掲げてきた基本理念である「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を第8期計画にも引き継ぎ、これから先の未来においても、市民一人ひとりの笑顔が街中にあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さとつながりを学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画を推進します。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にする)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

基本目標

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくりを促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

5 第8期計画の重点施策

地域包括ケアシステムの推進

本市における地域包括ケアシステムの対象者は、当面の間、高齢者と障害者を中心とします（障害者施策は「豊岡市障害者福祉計画」に記載することとし、他の計画も含めて調和を図りながら推進していきます。）。

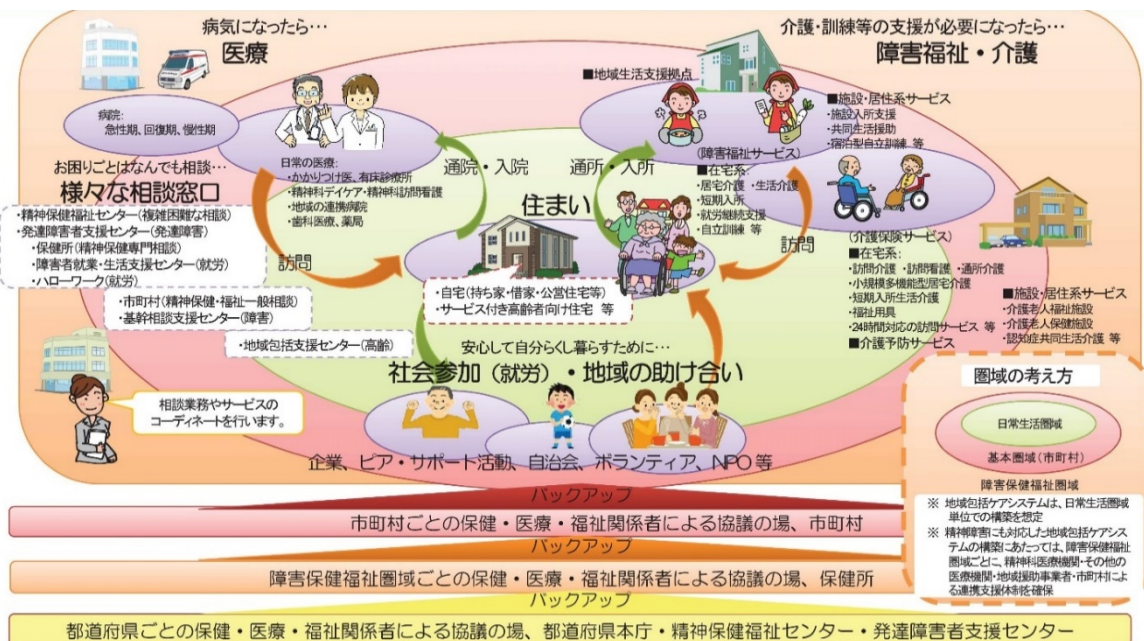
さらに介護保険と障害福祉のサービスの連携を強めていくとともに、検討を重ねながら、子ども・子育て世代等、対象者の拡大を図り、地域共生社会の実現を目指します。

本市が目指す地域社会像

- 心身の状況に応じて就労、ボランティア活動・趣味等の生きがい活動や社会参加を楽しむとともに、健康づくりや介護予防・重度化防止に取り組みながら、健康寿命を延ばす
- 介護や医療が必要になっても、生きがいを持ち、その人らしい生活を送ることができる
- 在宅医療、在宅介護を充実させ、また、地域で支え合うことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活する

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 地域ケア会議の推進
- 4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化
- 5 高齢者の社会参加の促進

図 高齢者だけでなく障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



資料：厚生労働省 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（参考資料）より一部引用

6 基本目標における主な事業の方向性

1 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

- 地域の見守り・支え合い体制の構築
 - ・ ボランティア等による定期的な訪問や見守り活動等、住民同士の支え合い活動を推進します。
- サロン・カフェ
 - ・ 継続運営できるよう研修・交流会等を通じて、担い手の育成に努めます。
 - ・ 高齢者等の困りごとや心配ごとを相談できるような環境づくりに努めます。

2 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

- 支え合い通所介護事業
 - ・ 支え合いサービス事業として 29 地区の提供体制を整備することを目標とします。
- 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」
 - ・ 各区などで実施されているいきいきサロン等とも連携し、幅広い年代が参加し、体操・交流を行う場となることを目指します。
- 地域包括支援センター運営事業
 - ・ 高齢者の様々な相談を受け止め、ニーズに応じたサービスにつなぎ、継続支援します。
 - ・ 職員の対応能力の向上を図り、地域住民や関係機関と連携し課題解決に取り組みます。
- 認知症総合支援事業
 - ・ 集いの場を活用して、認知症に関する「予防」知識の普及啓発に取り組みます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - ・ 健診結果等から生活圏域別の課題を把握し、フレイル予防の知識の普及啓発を行います。

3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

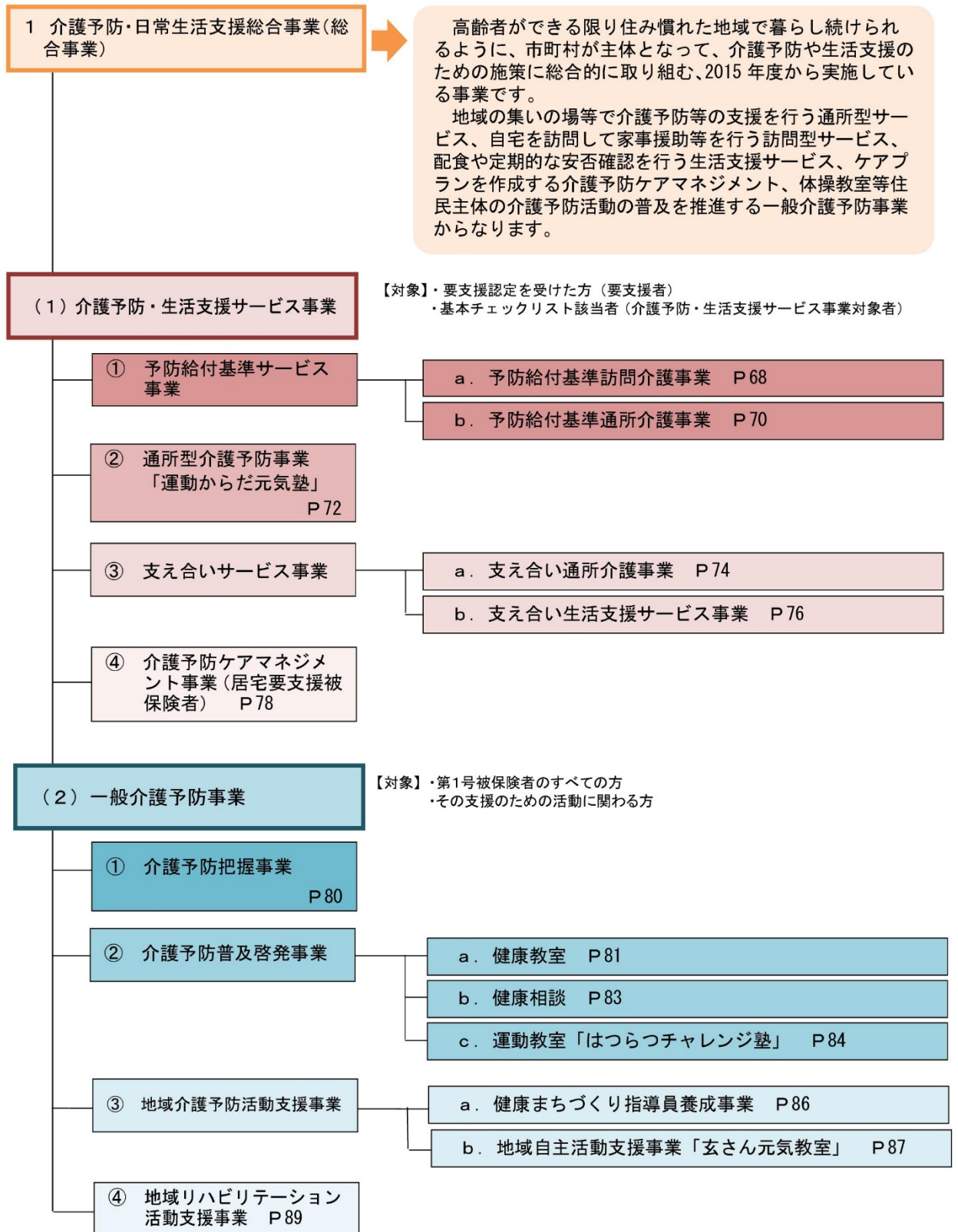
- 訪問介護、(介護予防)訪問看護
 - ・ 県や各事業所等と連携を図るなど、介護や看護の専門職員の確保・育成に努めます。
- (地域密着型)通所介護、(介護予防)短期入所生活介護
 - ・ 在宅生活を支援する基幹サービスとして、サービス供給体制の充実を図ります。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります(訪問介護、通所介護も同様)。
- 居宅介護支援・介護予防支援(ケアプラン作成)
 - ・ 在宅医療と介護の連携及び在宅介護支援の中心的な役割を担う専門職であるため、介護支援専門員の人員確保に努め、研修等の実施による人材育成を促進します。

7 介護保険サービス

介護保険サービス体系表

	介護給付	予防給付								
都道府県が指定・監督	<p>◎居宅サービス</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 </td> <td> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 	<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介 		<p>◎介護予防サービス</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 </td> <td> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 	<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 	
	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション 								
<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介 										
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション 									
<p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 										
市町村が指定・監督	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 	◎介護予防支援								
	<p>◎居宅介護支援</p> <p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護（複合型） 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 								
その他	○住宅改修	○介護予防住宅改修								

地域支援事業の体系図



2 包括的支援事業・任意事業



包括的支援事業は、医療、介護、介護予防および自立した日常生活の支援を包括的に行うため、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を行います。

任意事業は、要支援、要介護者およびその介護者等に対して実施する事業で、介護用品支給事業、住宅改修支援事業、成年後見制度支援事業等、経済的負担を軽減するための助成事業や介護者等を対象に介護の知識や技術を習得するための講座や精神的負担を軽減するための交流会等の事業があります。

(1) 地域包括支援センター運営事業

- 介護予防ケアマネジメント事業（居宅要支援被保険者を除く） P78
- ① 総合相談支援事業 P90
- ② 権利擁護事業 P91
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 P92
- ④ 地域包括支援センターの運営と機能の充実 P93
- ⑤ 地域ケア会議推進事業 P95

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P97

(3) 生活支援体制整備事業 P99

(4) 認知症総合支援事業

- ① 普及啓発・本人発信支援 P102
- ② 予防 P106
- ③ 早期発見・早期対応 P108
- ④ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 P113
- ⑤ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 P116

(5) 任意事業

- ① 家族介護支援事業 P120
- ② 家族介護用品支給事業 P121
- ③ 成年後見制度利用支援事業 P122
- ④ 介護サービス相談員派遣事業 123
- ⑤ 住宅改修支援事業 P125
- ⑥ 食の自立支援事業 P126
- ⑦ 介護給付等適正化事業 P127

9 第1号被保険者の保険料の確保

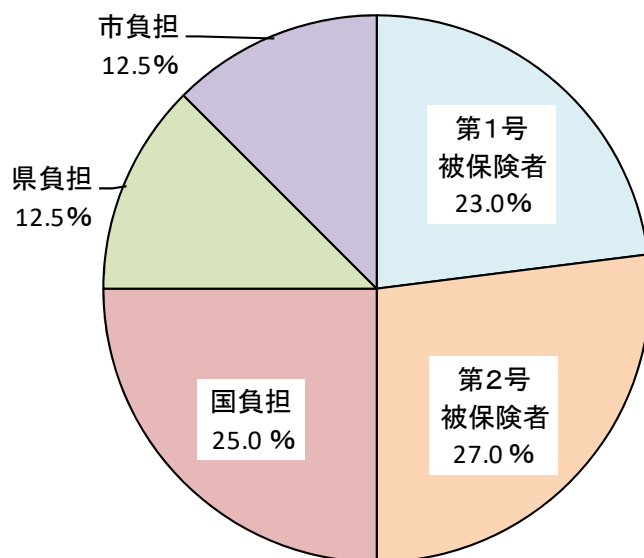
1 介護保険事業の負担割合

(1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められています。第8期計画期間においては、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%となります（第7期計画期間の負担割合は、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%でした）。国負担分25.0%のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。

図 介護給付費の負担割合

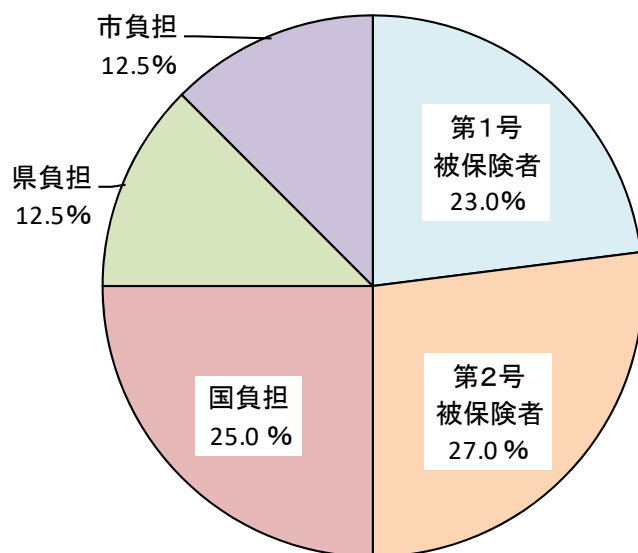


(2) 地域支援事業費

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

50.0%を公費で、残りの 50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は 23.0%です。

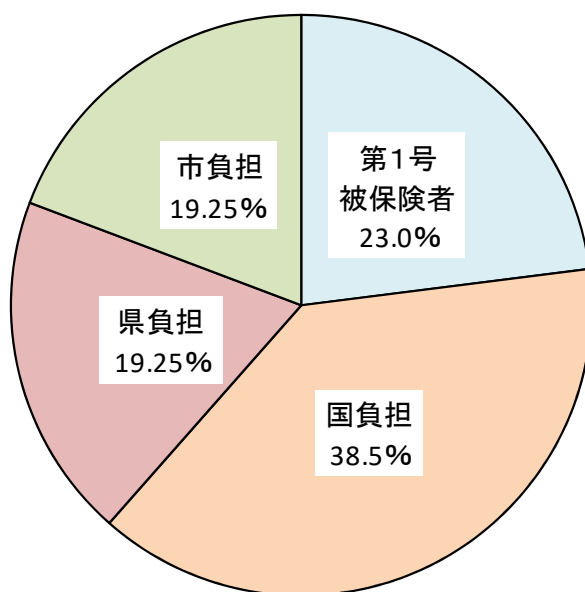
図 介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合



イ 包括的支援事業費・任意事業費

77.0%を公費で、残りの 23.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

図 包括的支援事業費・任意事業費の負担割合



10 介護保険料の推計

1 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料は、次の計算式により算出しています。

表 保険料基準額の推計（2021年度から2023年度までの合計）

A	標準給付費見込額	27,273,519,380円
B	地域支援事業費見込額	1,853,531,000円
C	第1号被保険者負担分相当額	6,699,221,587円
D	調整交付金相当額	1,426,609,319円
E	調整交付金見込額	2,082,690,000円
F	財政安定化基金拠出金見込額	0円
G	財政安定化基金償還金	0円
H	準備基金取崩額 (2020年度末時点の準備基金の残額 約346,049,000円)	193,600,000円
I	市町村特別給付費等	0円
J	市町村相互財政安定化事業負担額	0円
K	市町村相互財政安定化事業交付額	0円
L	保険料収納必要額 (C + (D - E) + F + G - H + I + J - K)	5,849,540,906円
M	予定保険料収納率	98.5%
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	80,470人
O	保険料基準額（年額） $L \div M \div N$	73,800円
P	保険料基準額（月額） $O \div 12$ ヶ月	6,150円

2 介護保険料基準額（月額）

第8期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

介護保険料は、今後、より高齢化が進行し介護サービス等の支援を必要とする方が増え続ける一方、それを支える世代（第2号被保険者）が減少していく傾向にあるため、このまま進むと2025年度には約6,900円、2040年度には約8,700円になると推計されます。

第8期（2021年度～2023年度） 介護保険料基準額（月額）	6,150円
------------------------------------	--------

表 介護保険料基準額（月額）の推移

（単位 月額基準額：円、増減率：％）

区分		旧豊岡市	旧城崎町	旧竹野町	旧日高町	旧出石町	旧但東町
第1期	月額基準額	2,562	2,600	2,500	2,536	2,623	2,500
	増減率						
第2期	月額基準額	2,900	2,860	2,600	2,800	3,494	3,200
	増減率	13.2	10.0	4.0	10.4	33.2	28.0
第3期	月額基準額	3,500					
	増減率	20.7	22.4	34.6	25.0	0.2	9.4
第4期	月額基準額	3,840					
	増減率	9.7					
第5期	月額基準額	4,830					
	増減率	25.8					
第6期	月額基準額	5,634					
	増減率	16.6					
第7期	月額基準額	6,150					
	増減率	9.2					
第8期	月額基準額	6,150					
	増減率	0.0					

3 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別の保険料は次のとおりです。

市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を10段階とします（国は9段階）。

表 所得段階別の第1号被保険者保険料

(単位：円)

所得段階	年額	月額 (月平均)
第1段階 (基準額×0.50) ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	36,900	3,075
第2段階 (基準額×0.75) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	55,350	4,613
第3段階 (基準額×0.75) ・住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	55,350	4,613
第4段階 (基準額×0.90) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	66,420	5,535
第5段階 (基準額×1.00) ・住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	73,800	6,150
第6段階 (基準額×1.20) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	88,560	7,380
第7段階 (基準額×1.30) ・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	95,940	7,995
第8段階 (基準額×1.50) ・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上、410万円未満の方	110,700	9,225
第9段階 (基準額×1.70) ・本人が住民税課税で合計所得金額が410万円以上、610万円未満の方	125,460	10,455
第10段階 (基準額×1.75) ・本人が住民税課税で合計所得金額が610万円以上の方	129,150	10,763

4 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化

2015年4月の消費税率改定に併せ、同年度分から消費税を財源とする公費を活用した低所得者の保険料軽減を一部実施していますが、2019年10月の消費税率改定に伴い、関係政省令の改正が行われたことから、2019年度分から、軽減対象範囲の拡大を行っています。

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（月額）
第1段階	0.5 → 0.3	3,075円 → 1,845円
第2段階	0.75 → 0.5	4,613円 → 3,075円
第3段階	0.75 → 0.7	4,613円 → 4,305円